経営組織の在り方

経営組織の在り方~主な論点~

1. 理事・理事長・理事会に関する事項

- (1) 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任
- (2) 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用
- (3) 理事の定数
- (4) 理事の構成

2. 評議員・評議員会に関する事項

- (1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任
- (2) 評議員の定数・任期・兼職禁止
- (3) 評議員の選任・解任方法
- (4) 評議員の構成

3. 監事に関する事項

○監事の位置付け・権限・責任

4. 会計監査人に関する事項

〇会計監査人の位置付け・権限・責任

検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、旧民法第34条に基づく公益法人の特別法人として創設され、地域の福祉基盤としての役割を果たしてきた。
- 〇 平成18年の公益法人制度改革によって、旧民法第34条に基づく公益法人は、その機関や財務会計のあり方が大幅に見直されるとともに、一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人に再編された。
- 福祉ニーズの多様化・複雑化に対応していく中で、公益性と非営利性を備えた法人として社会福祉法人の重要性が認識されているが、ガバナンスの確保など社会福祉法人制度の在り方が問われており、一般財団法人・公益財団法人を始めとした他の公益法人制度等における制度改革を参考にしながら、公益性を担保できる経営組織について検討していく必要がある。

【用語の略称】

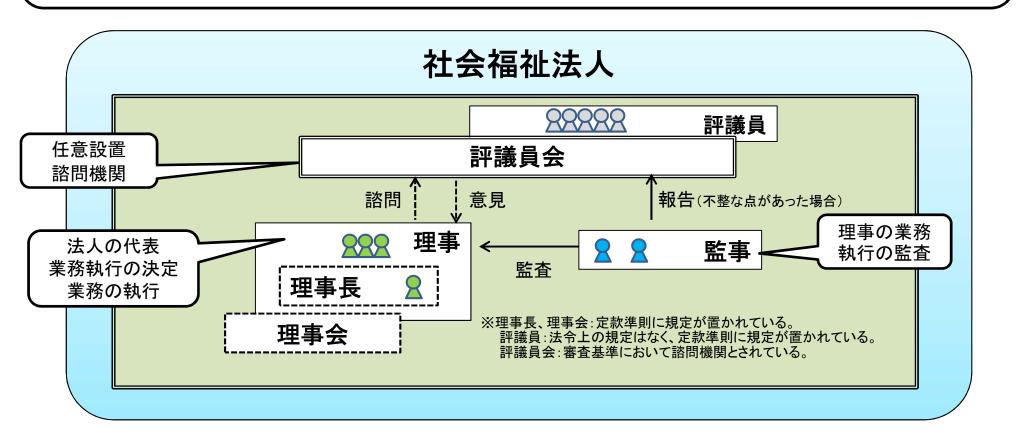
「法」・・・社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「審査基準」・・・社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社援第2618号等通知)別紙1) 「定款準則」・・・社会福祉法人定款準則(同通知別紙2)

		社会福祉法人	一般財団法人•公益財団法人	学校法人	医療法人(注)
理事	職務• 権限	全て社会福祉法人 の業務について、代 表	・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に 参画、代表理事等の業務の執行を監督	・理事長を補佐 ・理事会を通じ、法人の業 務の意思決定に参画	・理事長を補佐・理事会を通じ、法人の 業務の意思決定に参画
	 義務 利益相反取引の制 ・ <u>善管注意義務、忠実義務</u> 限 等 ・ <u>監事への報告義務</u> ・ <u>評議員会への説明義務</u> ・ 利益相反取引の制限 等 		忠実義務 利益相反取引の制限 等	利益相反取引の制限 等	
	責任	規定なし	<u>法人に対する損害賠償責任、特別背任罪</u> 等	規定なし	規定なし
	理事 長	規定なし	法人を代表、業務を執行	法人を代表、業務を執行	法人を代表、業務を執行
理事会		規定なし	· <u>業務執行の決定</u> · <u>理事の職務執行の監督</u> · <u>代表理事の選定・解職</u>	・法人の業務を決定 ・理事の職務を監督	規定なし
監事	職務• 権限	・理事の業務執行の 監査 ・財産状況の監査	・理事の職務執行の監査・計算書類等の監査・事業報告要求、財産の状況調査権限	・法人の業務を監査 ・財産の状況を監査	・法人の業務を監査 ・財産の状況を監査
	義務	・評議員会又は所轄 庁への報告義務・理事への意見陳述	・善管注意義務・理事会への出席義務・理事会への報告義務・評議員会における説明義務等	・所轄庁又は理事会及び評議員会への報告義務・理事会への意見陳述	・都道府県知事又は評議 員会への報告義務・理事への意見陳述
	責任	規定なし	理事と同様の責任	規定なし	規定なし
評議員	会	設置は任意 原則諮問機関	<u>必置</u> 議決機関(理事等の報酬、選任・解任等)	必置 諮問機関	必置 諮問機関
会計監	_, ,	規定なし	一定規模の法人は必置	一定の助成を受ける法人は 必置	規定なし

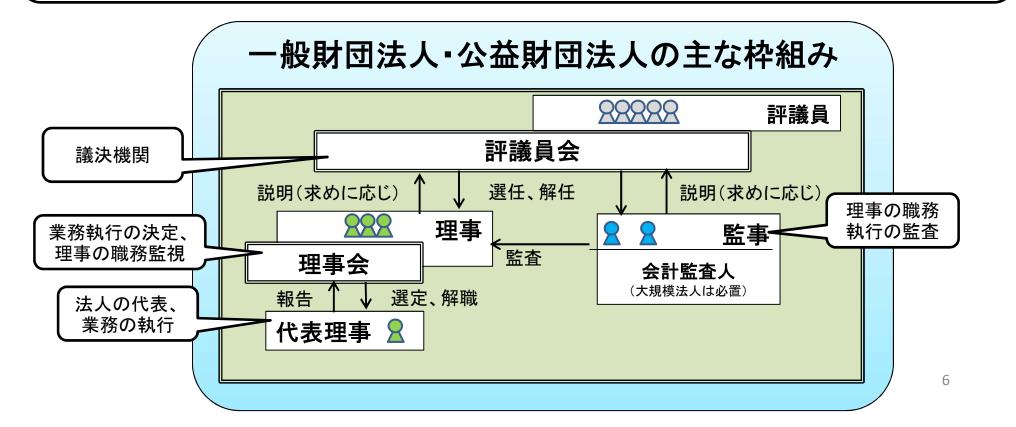
現行の社会福祉法人における経営組織

- 現行の社会福祉法人における経営組織の主な枠組みは以下のとおり。
 - ① 全ての理事が社会福祉法人の業務の全てについての代表権を有する(法令上理事長の規定はない) (法第38条)。
 - ② 法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決する(法令上理事会の規定はない。)(法第39条)。
 - ③ 評議員会の設置は法令上任意とされており、重要事項については、定款で評議員会の議決を要することができることとされている(法第42条)。



公益法人における経営組織

- 一般財団法人・公益財団法人においては、以下のとおり、法令で、各機関の役割や責任を明記。
 - ① 代表理事は、法人を代表し、業務の執行を行う。
 - ② 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職を行う。
 - ③ <u>評議員会の設置は必置</u>とされており、<u>議決機関として位置付け</u>られている(定款の変更、理事等の選任・解任、役員の報酬)。



1. 理事・理事長・理事会に関する事項

1-(1) 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 法令上、全ての理事が社会福祉法人の業務についての代表権を有することとなっている。
- 法令上、法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決することとされており、<u>理事会の設置や権限に</u> 関する規定がない。
- 理事の選任は、理事総数の2/3以上の同意を得て理事長が委嘱することとされている(定款準則)。

理事 2 2 2 2

理事総数の2/3以上の同意を 得て理事長が委嘱(定款準則)



理事の中から互選 (定款準則)

理事長(※) 🙎

理事会の召集(定款準則)

理事会(※) 👤



※法令上、理事長・理事会の規定はないが、通知(定款準則)に基づき、各法人の定款で理事会や理事長が定められている。

【理事の権限】

・法人の代表(法第38条)、業務の決定(法第39条)

【理事の義務(主なもの)】

- 利益相反取引の制限(法第39条の4)
- ・財務諸表等の監事への提出(法第44条第3項)

【理事長の権限】

・法人の代表、業務の執行(定款準則)

【理事会の権限(主なもの)】

- ·法人の業務執行の決定(定款準則)
- ※重要事項(重要な財産の処分等)の決定は理事長に委任できない。 (定款準則)

2. 課題

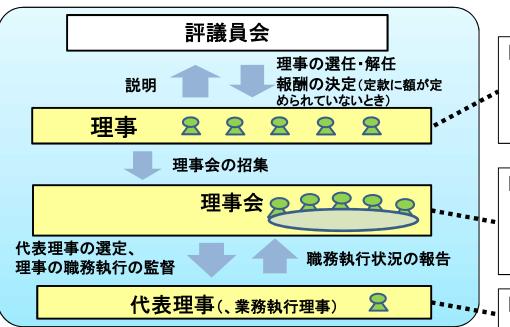
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確ではない。
- 理事の義務と責任が法令上規定されていない。
- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。※理事会による理事の職務執行の監督や理事長の選定・解職等の権限が法令上規定されていない。
- 理事会(理事の同意)により理事を選任する場合は、法人の業務執行の決定機関が執行機関の人選を行う こととなり、恣意的な法人運営を招くおそれがある。

(参考)

- ■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)
 - ·社会福祉法人の内部管理を強化するため、<u>理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める</u>。
- ■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - ・ 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、<u>より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要</u>である。
 - ・ 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
 - ・ 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、<u>公益法人制度改革の</u> 内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。

■一般財団法人・公益財団法人における取扱い

- 公益法人においては、以下のとおり、<u>理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任が明確にされており、理事会による、理</u> 事や理事長を牽制する機能が法制化されている。
 - ① 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務の意思決定に参画するとともに、代表理事等の業務の執 行を監督する。
 - ② 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っている。
 - ③ 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担っている。



※下線部分は、社会福祉法に存在しない規定

【理事の義務(主なもの)】

- •善管注意義務、忠実義務
- 利益相反取引の制限
- ・評議員会における説明義務
- ・監事に対する報告義務

【理事の責任(主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任
- ・第三者に対する損害賠償責任
- •特別背任罪、贈収賄罪

【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職
- 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※重要事項(重要な財産の処分等)の決定は理事に委任できない。

【代表理事の権限】

【代表理事の義務(主なもの)】

・法人の代表、業務の執行・理事会への職務執行状況の報告義務

■他制度との比較

		社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
理事	職務• 権限	全て社会福祉法人 の業務について、代 表	・理事会を通じ、法人の業務の意思決定 に参画、代表理事等の業務の執行を監 督	・理事長を補佐 ・理事会を通じ、法人の業 務の意思決定に参画	・理事長を補佐・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画
	義務	利益相反取引の制 限 等	· <u>善管注意義務、忠実義務</u> · <u>監事への報告義務</u> · <u>評議員会への説明義務</u> ·利益相反取引の制限 等	忠実義務 利益相反取引の制限 等	利益相反取引の制限 等
	責任	規定なし	<u>法人に対する損害賠償責任、特別背任</u> <u>罪</u> 等	規定なし	規定なし
	選任• 解任	規定なし	評議員会の決議	寄附行為	規定なし
理事長	職務• 権限	規定なし	法人を代表し、業務を執行	法人を代表し、業務を執行	法人を代表し、業務を執 行
理事会		規定なし	· <u>業務執行の決定</u> · <u>理事の職務執行の監督</u> · <u>代表理事の選定・解職</u>	・法人の業務を決定 ・理事の職務を監督	規定なし

3. 考え方

- <u>理事の義務と責任を法律上明記</u>してはどうか。
 - ▶ 善管注意義務、忠実義務、法人に対する損害賠償責任、特別背任罪の適用等
- 理事長を代表権を有する者として位置付け、権限と義務を法律上明記してはどうか。
 - > 業務の執行、理事会への職務執行状況の報告 等
- 理事・理事長に対する牽制機能を働かせるために、理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として 位置付け、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職等の権限を法律上明記してはどうか。
 - 業務執行の決定(※)、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職、計算書類・事業報告の承認等 ※重要事項(重要な財産の処分等)は理事に委任できない。

4. 論点

○ 理事会による理事・理事長に対する牽制機能の実効性の担保についてどのように考えるか。 (→「2-(1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任」)

1-(2) 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用

1. 現状

- 理事、監事又は評議員が自己若しくは第三者の利益を図り又は法人に損害を加える目的で、任務に背く行為をし、 法人に財産上の損害を加えた場合には、刑法上の背任罪(5年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が適用される。
- 役員に対する贈収賄罪の適用はない(社会福祉法人の役員に対するみなし公務員規定の適用はないため、刑法上の 贈収賄罪は適用されない。)。

2. 課題

○ 公益法人制度改革において、理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用や欠格事由の厳格化が講じられており、社 会福祉法人についても公益性の徹底等の観点から、同様の措置を検討することが必要ではないか。

(参考)

- ■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - ・ 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革 の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。
 - ・ 合併・事業譲渡等に際して、関係者間で多額の現金をやりとりすることや、地位を利用して利益を得ることは、社会福祉法人の非営利性に反し、地域住民等からの信頼をも失墜させるものであって、決して許されるものではない。このようなケースについては、厳正に対処するものとし、役員解職勧告や<u>贈収賄罪の対象</u>となることに加え、解職後も他の社会福祉法人の役員となることができないようにするなど、制度や運用の見直しを検討するべきである。

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人•公益財団法人	学校法人	医療法人
特別背任 罪、贈収 賄罪	規定なし	 理事、監事、評議員に対する特別背任罪(7年以下の懲役又は 500万円以下の罰金)が適用 理事、監事、評議員、会計監査人に対する贈収賄罪が適用 	規定なし	規定なし
欠格事由(理事等)	・成年、 ・成年、 ・成年、 ・佐人 ・生活、保護、 ・生活、とのでは、 ・生活、とのでは、 ・生活、とのでは、 ・生活、とのでは、 ・生活、とのでは、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・	 (一般社団・財団法人) ・法人 ・成年被後見人若しくは被補佐人 ・一般社団・財団法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法等の一定の規定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ・上記以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。) (公益認定法人) ・公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの・公益認定法、一般社団・財団法若しくは暴力団不当行為防止法の一定の規定に違反し、若しくは刑法の一定の規定の罪を犯し、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 	・依保」で、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	・成被療医にに行行ない。 ・成被療医にに行行なしい錮らわけで を保法、活す罰らわけて者以れ、、この者とのののはが起し といるのはが起し、、ととののはが起し、、といるのはが起し、、といるののはがない。 は、歯医規ののはが起し、からでのはが起し、を見いののはが起し、からである。 ・対ののはが起し、をある。
欠格事由 (評議員)	規定なし	一般法人における理事の欠格事由と同様	規定なし	規定なし

3. 考え方

〇 理事等の特別背任罪、贈収賄罪の適用等公益法人制度改革と同様の見直しを検討してはどうか。

1-(3) 理事の定数

- 1. 現状
- 社会福祉法人の理事の定数は、法律上は3人以上、通知(審査基準)で6人以上とされている。
 - 2. 課題
- 社会福祉法人の理事の定数については、現行、租税特別措置の適用の要件となっていることを踏まえ、通知(審査基準)で6人以上という取扱いをしているが、通知で法律よりも厳しい規制をすることは問題がある。

(参考)

- ■設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(平成26年6月24日総務省行政評価局) 抄
 - 社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の定数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。
 - ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行の ものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。
- ■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
定 数	3人以上 (通知で6人以上)	3人以上	5人以上	3人以上 ※ ただし、都道府県知事の認可を受け た場合は、1人又は2人で足りる。

3. 考え方

○ 理事の定数については、適正な運営の確保という視点も踏まえ、現行の運用上の要件(6人以上)を法律上明記してはどうか。

1-(4) 理事の構成

1. 現状

- 社会福祉法人の理事については、以下のように取り扱われている。
 - ▶親族等の特殊関係者の制限
 - ・ 社会福祉法人の公正な運営を確保し、公益性を確立するため、 「役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及びその三親等以内の親族が役員の総数の2分の1を超 えて含まれることになってはならない。」(法36条3項)とされている。
 - この趣旨を徹底させるため、通知(定款準則)において、さらに理事の数に応じて親族等の人数を制限 ※理事定数が6~9名の場合は1名、10~12名の場合は2名、13名以上の場合は3名
 - ▶学識経験者、地域の福祉関係者
 - 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。(審査基準)
 - ▶施設長等
 - 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が 理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が 理事総数の3分の1を超えてはならないこと。(審査基準)

2. 課題

〇 同族支配の禁止に関し、法律と実際の運用(通知)で規制の内容が異なる。

(参考)

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人•公益財団法人	学校法人	医療法人
選任範囲	規定なし(欠格事由のみあり) 通知:社会福祉施設を経営している場合には、施設長を加えること。	規定なし(欠格事由のみ)	・当該学校法人の設置する私立学校の校長 ・当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他、寄附行為の定めるところにより選任された者 ※理事には1名以上外部の者(役員又は職員でない者)を含まなければならない。	・医療法人は、その開設する全 ての病院、診療所又は介護老 人保健施設の管理者を理事に 加えなければならない。 ※ ただし、医療法人が病院、 診療所又は介護老人保健 施設を2以上開設する場合 において、都道府県知事の 認可を受けたときは、管理 者の一部を理事に加えない ことができる。
	役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることになってはならない。	 ・各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。 ・監事についても同様とする。(公益認定法5条10号)・他の同一団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。 ・監事についても同様とする。(公益認定法5条11号) 	役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えてはならない。	規定なし (社会医療法人) ・役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えてはならない。

3. 考え方

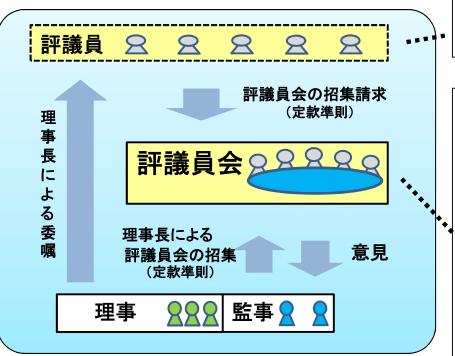
- 社会福祉法人の高い公益性に鑑み、他の法人類型の取扱いを参考にしつつ、社会福祉法人に係る現行の 運用上の親族等特殊関係者の制限を法令上明記してはどうか。
- 地域ニーズに即した質の高いサービスを機動的な経営により提供するため、社会福祉事業に係る学識経験者又は地域の福祉関係者、施設長等の事業部門の責任者の選任を法令上明記してはどうか。

2. 評議員・評議員会に関する事項

2-(1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 法令上、評議員会の設置は任意とされており、通知(審査基準)において、措置事業、保育所、介護保険事業のみを行う 法人以外には評議員会の設置を求めている。
- 評議員会の位置付けは、通知(審査基準)において、原則諮問機関とされており、法人の業務決定に当たり重要な事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要とされている。法令上は、定款をもって評議員会の議決を要するものとすることができるとされている。



【評議員の権限(主なもの)】

理事長に対する評議員会の招集請求(定款準則)

【評議員会の権限(主なもの)】

- ・評議員会において審議する法人の業務決定における重要事項については、 以下のとおり定められている。(定款準則)
- (1)決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3)定款の変更
- (4)合併
- (5)解散(合併又は破産による解散を除く。)
- (6)解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7)その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と 認める事項
- ・評議員会は、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に意見を述べ若しくは諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。(定款準則)

2. 課題

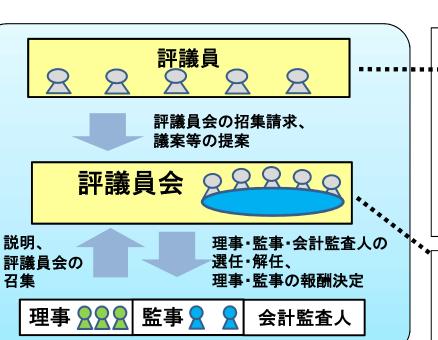
○ 評議員会が任意設置の諮問機関として位置付けられているため、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(参考)

- ■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)
 - 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。
- ■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
 - 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
 - 評議員会において適切に理事が選任され、そこから理事長が選出される仕組みが必要
 - 社会福祉法人の公的性格を担保し、地域の福祉ニーズに応えるため、<u>評議員会については、公益社団法人・公益財団</u> 法人と同様、理事会に対する牽制機能として、法人運営の重要事項に関する議決機関としての役割を明確にした上で、 全ての社会福祉法人に設置するよう見直すことを検討するべきである。
 - 法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬の支払い を認めることを検討するなど、賠償責任補填の考え方の適用を検討すべきである。

- ■一般財団法人・公益財団法人における取扱い
- 一般財団法人・公益財団法人においては、評議員会は議決機関として位置付けられ、
 - ・法人の基本的な業務執行体制(理事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、
 - ・理事及び監事の選任・解任を通じて、法人の業務を監督する。

※下線部分は、社会福祉法に存在しない規定



【評議員の権限(主なもの)】

- ・<u>評議員会の招集請求</u>(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判 所の許可を得て自ら招集できる)
- ・評議員提案権(評議員会の目的とする事項・議案の提案)

【評議員の義務】

・善管注意義務(→理事と同じ)

【評議員の責任】

·損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限(主なもの)】

- ・理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・定款の変更、計算書類の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
- ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

■他制度との比較

		社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
評議員	職務•権限	規定なし	<u>評議員会の召集請求</u> <u>議案提案権</u> 等	規定なし	規定なし
	義務	規定なし	善管注意義務	規定なし	規定なし
	責任	規定なし	損害賠償責任、特別背任罪 等	規定なし	規定なし
評議員会	位置付け 権限	設置は任意 原則諮問機関	<u>必置</u> 議決機関(理事等の報酬、選任・解任等)	必置 諮問機関	必置 諮問機関

3. 考え方

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、一般財団法人・公益財団法人と同様に、評議員会を最終的な意思 決定機関(議決機関)として法律上位置付けてはどうか。
- 理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に、理事、監事、会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を法律上付与してはどうか。
 - ※報酬の支給基準については、業務運営・財務運営の在り方にも関連
- 重要な役割を担う評議員の権限・責任を法律上明記してはどうか。
 - ▶評議員会の召集請求権、善管注意義務、損害賠償責任 等

4. 論点

○ 評議員会を議決機関とした場合、法人運営の機動性を損なうとの指摘については、どのように考えるか。

2-(2) 評議員の定数・任期・兼職禁止

1. 現状

- 社会福祉法人の評議員は理事等との兼職が認められており、その定数は、理事の定数の2倍を超える数とされている。
- 評議員の任期は、通知(定款準則)において、2年以内とされている。

2. 課題

○ 評議員と理事等の兼職が認められているため、理事会と評議員会の適切な牽制関係が期待できないのではないか。

(参考)

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
定数	理事の定数の2倍を超える数	3人以上	理事の定数の2倍を超える数	理事の定数を超える数
任期	規定なし ※定款準則:2年以内	4年(6年まで伸長可)	規定なし	規定なし
兼職 禁止 規定	規定なし ※定款準則:各評議員と親族等特殊関係が 一定数を超えてはならない	評議員は、一般財団法人又はその 子法人の理事、監事又は使用人を 兼ねることはできない。	規定なし	評議員は、役員を兼ねてはな らない

3. 考え方

- 評議員と理事等の兼職は禁止してはどうか。
- 評議員の定数については、兼職を禁止した上で、「理事の定数を超える数」としてはどうか。
- 任期については、一般財団法人・公益財団法人を参考に、中期的な牽制機能を確保する観点から、4年としてはどうか。

2-(3) 評議員の選任・解任方法

1. 現状

○ 社会福祉法人の評議員については、通知(定款準則)において、理事会の同意を得て理事長が委嘱することとしている。

2. 課題

○ 理事・理事長が評議員の選任に関わる現行の仕組みの下では、評議員が理事・理事会に対し、独立した立場から牽制機能を働かせることが困難なのではないか。

(参考)

- ■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - ・ 評議員の選任については、公益社団法人・公益財団法人における取扱いを踏まえ、理事又は理事会による選任の 見直しを検討するなど、現行制度よりも地域住民の意向が反映されるよう仕組みを検討するべきである。
- ■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人•公益財団法人	学校法人	医療法人
選任	定款の定めるところ ※定款準則:理事会の同意を得 て理事長が委嘱する	定款の定めるところ ※理事又は理事会が評議員を選出 し、又は解任する旨の定款は無効。 (一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(平成18年法律第48 号)第153条第3項第1号)	寄附行為の定めるとこ ろ	寄附行為の定めるとこ ろ
解任	同上	同上	同上	同上

3. 考え方

○ 社会福祉法人の評議員の選任・解任については、一般財団法人・公益財団法人を参考に、定款で定める方法(選任委員会、評議員会の議決等)によることとした上で、理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにしてはどうか。

2-(4) 評議員の構成

1. 現状

- 社会福祉法人の評議員については、審査基準(通知)において、以下のとおり定められている。
 - (1) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと
 - (2) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。 また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと 等

2. 課題

○ 評議員会を議決機関として位置付ける場合、その重要な権限に鑑み、構成の在り方を検討する必要がある。

(参考)

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人·公益財団法人	学校法人	医療法人
	(諮問機関)	(議決機関)	(諮問機関)	(諮問機関)
選任範囲	規定なし ※通知(審査基準): ・施設整備又は運営と密接に 関連する業務を行う者が評 議員総数の1/3を超えては ならない。 ・地域代表者や利用者の家族 を加えること	規定なし	・当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者・私立学校を卒業した者で25歳以上のもののうちから寄附行為の定めるところにより選任された者・その他寄附行為の定めるところにより選任された者	・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の 医療従事者のうちから、寄附行為の定める ところにより選任された者 ・病院、診療所又は介護老人保健施設の経 営に関して識見を有する者のうちから、寄附 行為の定めるところにより選任された者 ・医療を受ける者のうちから、寄附行為の定 めるところにより選任された者 ・前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定め るところにより選任された者

3. 考え方

〇 評議員会を議決機関として位置付ける場合には、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成とすべきではないか。

4. 論点

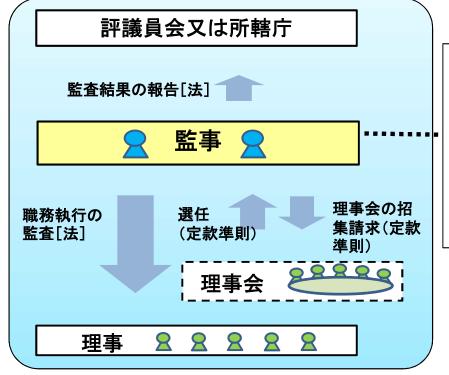
○ 評議員会に利用者の視点、地域ニーズをどのように反映させるべきか。

3. 監事に関する事項

3 監事の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 監事は、理事の職務執行の監査と法人の財産状況の監査を行うこととされており、これらに不整の点があることを発見した ときは、これを評議員会又は所轄庁に報告することとされている。
- 〇 理事会が選任する。
- 定数は、法律上は1人以上(通知(定款準則)において2人以上)とされている。
- 1人は財務諸表等を監査し得る者、1人は社会福祉事業についての学識経験者又は地域の福祉関係者とされている。
- 法令上、監査報告の作成義務はなく、また、適切な監査を実施するための理事や使用人に対する事業報告の要求や財産 状況の調査等の権限は整備されていない。



【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務執行の監査(法第40条)
- ・法人の財産状況の監査(法第40条)
- 理事会の招集請求(定款準則)

【監事の義務(主なもの)】

- ・評議員会又は所轄庁への報告義務(不整の点があることを発見したとき)(法第40条)
- ・監査報告書を作成し、理事会に報告(定款準則)
- ・理事会に出席し、意見を述べる(必要があると認めるとき)(定款準則)

2. 課題

- 財務諸表が不正確との指摘があり、監事機能が十分に機能していないのではないか。
- 理事会が監事を選任する現行の仕組みの下では、

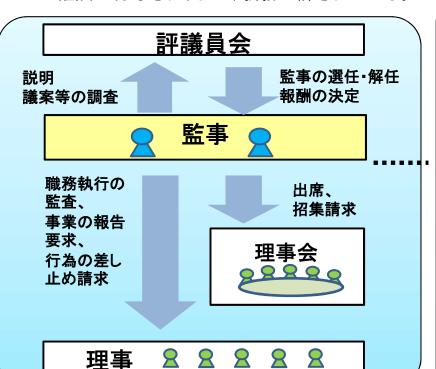
 独立した立場から監査を行うことが困難ではないか。
- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められておらず、 実効性のある監査を行うための制度面の整備が必要ではないか。
- 重要な役割を果たす監事の責任が明確にされていない。

(参考)

- ■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)
 - 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。
- ■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公 益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
 - 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、<u>公</u> 益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
 - 〇 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、<u>公益法人制度改革の内容を</u> <u>勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべき</u>である。
- ■設立に認可を要する法人に関する行政評価・関し結果に基づく勧告(平成26年6月24日総務省行政評価局) 抄
 - 社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の定数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。
 - 厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、 必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

- ■一般財団法人・公益財団法人における取扱い
- 一般財団法人・公益財団法人においては、監事の職務である理事の職務執行の監査と計算書類等の監査のために、各種 の権限が付与され、また、義務が課されている。

※下線部分は、社会福祉法に存在しない規定



【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- 計算書類等の監査
- ・事業の報告要求(理事、使用人に対し)、業務・財産の状況調査
- 理事会の招集請求
- ・理事の行為の差止め請求(法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)
- 会計監査人の解任

【監事の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務 (→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務
- ・<u>理事会への報告義務</u>(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)
- ・<u>評議員会の議案等の調査・報告義務</u> (報告義務については法令・定款違反又は 著しく不当な事項がある場合)
- ・評議員会における説明義務 (→理事と同じ)

【監事の責任】

・損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
定 数	1人以上 (通知で2人以上)	1人以上	2人以上	1人以上
選任範囲	通知(審査基準):1名は財 務諸表等を監査し得る者、 1名は学識経験者又は 地域福祉関係者	規定なし	監事には1名以上外部 の者(役員又は職員でな い者)を含まなければな らない。	通知(運営管理指導要 領):財務諸表を監査し 得る者が選任されている こと。

3. 考え方

- 一般財団法人・公益財団法人と同様に、監事の選任・解任は評議員会の議決事項とすべきではないか。
- 監事の定数については、法律上2人以上とし、財務会計及び社会福祉事業に精通する者を選任することとしてはどうか。
- 監事の権限として、理事、使用人に対する事業報告の要求や財産状況の調査権限等を法律上規定してはどうか。
- 監事の義務として、新たに理事会への出席義務、理事が不正行為をした場合等における理事会への報告義務等を法律上 規定してはどうか。
- 監事の責任についても、明確化し、適正かつ公正な監事監査を促すようにしてはどうか。

4. 論点

○ 財務会計の監査の強化の観点から、外部監査を活用することについて、どのように考えるか。

4. 会計監査人に関する事項

4 会計監査人の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 法令上、会計監査人による財務監査についての規定は置かれていない。
- 通知(審査基準)において、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人については、2年に1回の外部監査が望ましいとしており、その他の法人については、5年に1回の外部監査が望ましいとしている。

2. 課題

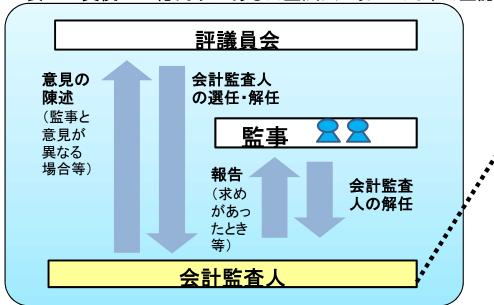
○ 特に事業規模が大きい法人は、監事による財務監査だけでは不十分ではないか。

(参考)

- ■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)
 - 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。
 - 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。
- ■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人と して、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
 - 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
 - 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革 の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。

■一般財団法人・公益財団法人における取扱い

〇 毎事業年度における①損益計算書上の収益が1,000億円以上、②損益計算書上の費用・損失が1,000億円以上、③貸借対照 表上の負債が50億円以上ある公益法人においては、公益認定法の認定基準により、会計監査人が必置とされている。



【会計監査人の権限(主なもの)】

- 計算書類等の監査
- ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)
- ・定時評議員会における意見の陳述 (計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合)

【会計監査人の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務 (→理事と同じ)
- ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を 発見したとき、監事からの求めがあったとき)
- ・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議 があったとき)

【会計監査人の責任】

・損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄 罪は適用あり。

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
外部監査(財務)	資産額100億円以上、収 負債額50億円以上、収 支決算額10億円以上 →2年に1回が望ましい ・その他法人 →5年に1回が望ましい	[一般社団・財団法人] 負債額200億円以上 →会計監査人(公認会計士又は監査法 人)の設置が必要 [公益社団・財団法人] 収益又は費用損失1000億円以上、負債 額50億円以上 →会計監査人の設置が必要	1,000万円以上の 助成を受けている 場合、公認会計士 又は監査法人の監 査報告書が必要	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい
根拠	通知	法律	法律	通知

3. 考え方

- 〇 一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付けてはどうか。
- 会計監査人の権限、義務、責任を法律上明記してはどうか。
 - ▶監事への報告義務、損害賠償責任等

4. 論点

- 外部監査を義務付ける事業規模についてどのように考えるか。
- 行政による財務監査との関係についてどのように考えるか。